

確認資料のアップロード手順

STEP 1 確認資料を準備する

1 確認資料をご準備ください

ご本人さまであることを確認するための資料として、運転免許証または以下の書類をご準備ください。所得証明書等が必要な場合は、合わせてご準備ください。なお、ご提出いただく本人確認資料と、お申し込み画面内で入力された情報は一致している必要があります。

- ・運転免許証
- ・健康保険証(カード・紙)
- ・旅券(パスポート)
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・住民票
- ・印鑑証明書

【運転免許証】

・氏名、住所変更の届出がある場合は、裏面の撮影も必要です。



【健康保険証】

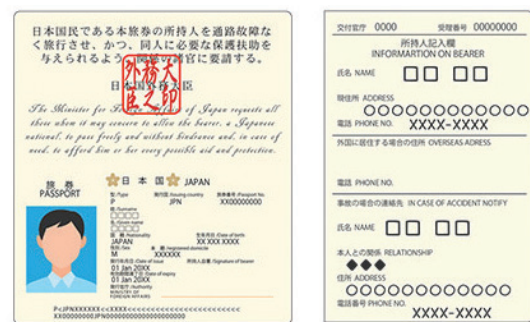
・カード式で住所欄が裏面の場合は、裏面の撮影も必要です。
・紙の保険証で被扶養者の場合は、申込みのお客さまのお名前が記載されている部分の撮影が必要です。

※健康保険証の場合、追加で他の本人確認資料(運転免許証、パスポート等。ただし、住所・氏名が合致しているものに限ります。)または住民票、印鑑証明書、納税証明書等の公的証明書または住所氏名の記載がある公共料金領収書などが必要となります。



【旅券(パスポート)】

・日本国政府が発行する旅券(パスポート)で、有効期限内であることが必要です。
・「顔写真のページ」「所持人記入欄」の撮影が必要です。
・氏名変更等で追記ページに記載がある場合は、追記ページのコピーも必要です。



【マイナンバーカード(個人番号カード)】

・表面と裏面、両方の撮影が必要です。
・総務省が発行するマスキング用カードケースに入れて撮影してください。



【住民基本台帳カード】

・変更の記載がある場合は裏面の撮影も必要です。
・転送届を出されている場合は、現住所として登録いただけません。



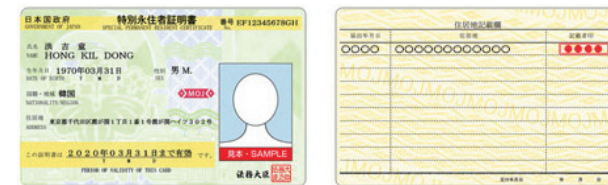
【在留カード】

・変更の記載がある場合は裏面の撮影も必要です。
・転送届を出されている場合は、現住所として登録いただけません。



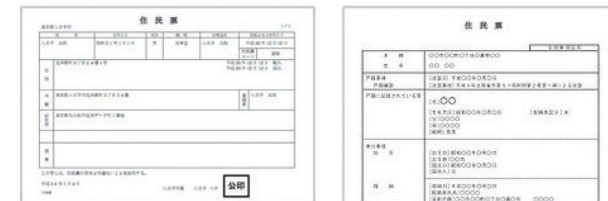
【特別永住者証明書】

・変更の記載がある場合は裏面の撮影も必要です。
・転送届を出されている場合は、現住所として登録いただけません。



【住民票】

・氏名、生年月日、住所、公布日が記載されている箇所の撮影が必要です。



【印鑑証明書】

・氏名、生年月日、住所、公布日が記載されている箇所の撮影が必要です。



【所得証明書】

・給与証明書・源泉徴収票・税額通知書・納税証明書・所得証明書・確定申告書(税務署の受領印のあるもの)を撮影いただけます。書類の全体がフレーム内に収まるようサイズを調整して撮影してください。

2 必要な機器をご準備ください

確認資料をアップロードするため、画像として保存する必要があります。保存のしかたについては、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話などのマニュアルをご覧ください。

スマホの場合



カメラ機能が備わっているため、スマホだけでOKです。

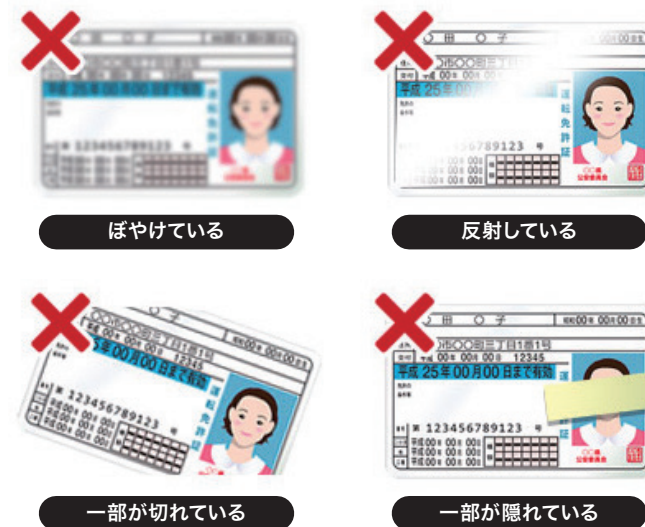
パソコンの場合



デジタルカメラやスキャナーを接続して画像として取り込む必要があります。

【撮影時の注意点(パソコン・スマホ共通)】

カメラで撮影する際は、ピントを調節のうえ、アップロードしたい書類の全体がフレーム内に収まるよう、サイズを調整してください。文字や画像が不鮮明ですと、お手続きができません。以下の点には、特にご注意ください。



3 当行ホームページにアクセス

当行ホームページに接続し、「借りる」ページ内に表示される「本人確認資料アップロード」ボタンをクリック(タップ)します。

【パソコンサイト】



【スマートフォンサイト】



STEP 2 アップロード方法

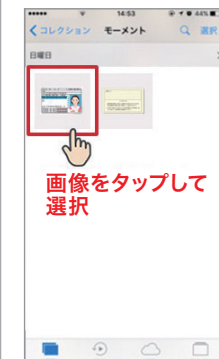
1 ログインする



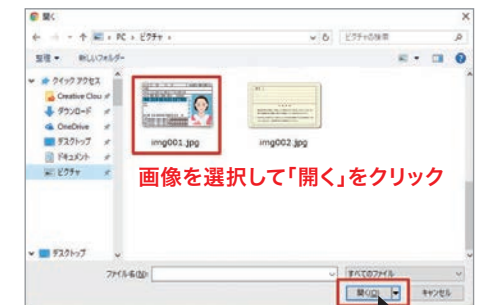
2 画像ファイルを選択



【スマホをご利用の場合】



【パソコンをご利用の場合】



3 アップロード



▲ 注意点

- ・画像ファイルの保存形式は「JPEG」または「GIF」のみとなります。
- ・ファイル容量:1ファイルあたり3MB以下で保存してください。

さぎんコールセンターでは、お電話でのローンのご相談やお申し込みができます。

さぎんコールセンター 話す サイフ
☎ 0120-874-312

受付時間 9:00~19:00 (土・日・祝日と12/31~1/3は除きます。)